

香川県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年5月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第46号

香川県議会委員会条例の一部を改正する条例

香川県議会委員会条例（昭和31年香川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>8人</u>とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(議会運営委員会の設置)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 議会運営委員会の委員の定数は、<u>9人</u>とする。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。